

福岡高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国（八代税務署長）

平成25年6月18日棄却・上告受理申立

（第一審・熊本地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年1月16日判決、本資料263号－3・順号12127）

判 決

控訴人	有限会社E
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	益田 敬二郎
同	原村 憲司
同	益田 陽介
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	八代税務署長 柳田 秀彦
同指定代理人	熊谷 功太郎
同	大坪 正宏
同	鶴田 貴志
同	林 俊生
同	亀井 勝則
同	芦刈 浩二
同	石川 尚登
同	伊藤 彰

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 八代税務署長が平成21年6月16日付けでした控訴人の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額4314万4178円及び法人税額1327万0100円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（略称等は原判決の例による。）

- 1 (1) 本件は、控訴人の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度（本件事

業年度)における前代表取締役に係る役員退職給与に、法人税法(以下「法」という。)34条2項に規定する「不相当に高額な部分」があったとして、八代税務署長(処分行政庁)が行った法人税の更正処分(本件更正処分)及び過少申告加算税の賦課決定処分(本件賦課決定処分)について、控訴人が、その一部の取消しを求める事案である。

(2) 原審は、控訴人の請求を棄却した。

(3) 控訴人は、これを不服として控訴した。

2 当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。

その理由は、以下のとおり控訴理由に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決16頁13行目の「、乙29、33」を削り、26頁12行目の「代表者勘定」の後に「を」を加える。)。

(1) 控訴人は、法34条2項及び施行令70条2号における相当性の判断は一定の幅をもって行われるものであるにもかかわらず、平均功績倍率法は基本的にはこのような判断の幅を持っていないことを理由に、同法により判断するのは相当ではない旨主張する。

しかしながら、これについては、原判決11頁ウにおいて判示するとおり、平均値による金額を超える部分が常に不相当であると考えerことは妥当ではなく、上記金額を超えて相当部分を認めるべき特段の事情(平均功績倍率法による役員退職給与額の算出過程では十分に考慮されないが、同額に相当の影響を及ぼし得る事情)がある場合には、平均功績倍率法による金額を超えて相当と認めるべき部分が存在するというべきであるから、上記主張は当を得ないものである。

これに対し、控訴人は、特段の事情がある場合にしか修正を認めないのは狭きに失する旨主張するが、本件における平均功績倍率の算定に当たっては、控訴人と同種事業を営み、事業規模及び退職の事情についても類似の法人を抽出して行っていることからすれば、修正の必要性が認められるのは、上記考慮事項以外の事項で退職金の算定に有意に影響するものに限定されるべきであることは明らかである。

(2) 控訴人は、「役員の最終報酬月額、役員在職中における法人に対する功績の程度を最もよく反映している」とする原判決の判断は正当ではない旨主張する。

しかしながら、控訴人においては、前代表者に対する役員報酬について、平成12年8月1日より月額50万円に変更され、以後本件事故により前代表者が亡くなった平成18年11月までの6年以上の間、役員報酬の変更は行われなかったことに加え、過去にはこれよりも高い月額80万円の役員報酬が支払われたこともあったが、これは代表者勘定を利用した粉飾決算によるものであったことからすれば、上記主張は採用できない。

(3) 比較法人中、平均功績倍率よりも高い功績倍率である法人が存在することについては、当該法人に対する調査表(乙24の21)によれば、調査対象となった事業年度は平成17年9月1日から同18年8月31日であり、控訴人の平成18年6月期の事業年度に近い時期であるところ、同期における控訴人の総売上金額、総資産額及び純資産額と、上記法人のそれとを比較すると、総売上金額は控訴人の約1.31倍、総資産額は約2.23倍、純資産額は約1.

5 1 倍と、いずれも控訴人を上回っており、特に総資産額については2倍を超えていることからすれば、上記法人の代表者は、事業に対する貢献について控訴人の前代表者を上回る貢献をし、これが退職金に反映された可能性がある。

一方、平均功績倍率は、そのような特殊性を捨象するためのものであることからすれば、上記法人が存在することをもって平均功績倍率の正当性が失われるものではない。また、功績倍率について最高値以上の値によるべきとの主張も、上記特殊性を考慮しないことになるから、採用できない。

(4) 予測可能性については、原判決において判示するとおりである。

また、原判決別紙5の類似法人一覧表中、1億円以上の役員退職金が支払われたのは、控訴人以外には1社のみであることからすれば、少なくとも控訴人において、前代表者に対する役員退職金が過大であったことは容易に知り得たというべきである。

(5) 控訴人は、比較法人あるいは比準法人の数が少なすぎる旨主張するが、控訴人と類似性のある法人が抽出されていることが認められるから、上記主張は採用できないし、これに基づいて法34条1項及び施行令70条2号における相当性の有無を判断することについて合理性がないとはいえない。

(6) 控訴人が主張する具体的事情が上記(1)の特段の事情に該当しないことは、原判決において判示するとおりである。

控訴人は、本件役員退職給与は業務に関連のある行為中の死亡事故により支払われることとなった旨、あるいは本件役員退職給与は生活保障の機能を有する旨主張するが、これをもって1億円という過大な支払が正当化されるものではない。

また、役員退職給与における原資の余裕の有無についても、損金該当性、すなわち法人の事業に必要な支出といえるかどうかとは関連がないから、これを考慮することは相当ではない。

(7) 控訴人は、同人に対し国税通則法74条の11に基づく説明が行われていない旨主張する。

しかしながら、同条は、平成23年12月2日法律第114号により改正され、同25年1月1日より施行されたものであるから、本件更正処分等において適用されるものではない。

また、この点を措くとしても、同条は、従前の実務慣行を成文化したものとされるところ、これに基づく手続履行の有無により、法34条2項に規定する「不相当に高額な部分」についての該当性及びこれに基づく更正処分等の相当性が左右されるものではない上に、本件では、被控訴人側担当者が控訴人に対し上記74条の11と同趣旨の説明をしようとしたところ、控訴人側の税理士である戊税理士が、その必要はないとしてこれを3度にわたり拒んだものである。(甲1の税理士署名押印欄、乙33の平成20年10月7日、同21年5月15日及び同月18日の各欄参照。)

2 よって、本件控訴は理由がないから、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 古賀 寛

裁判官 武野 康代

裁判官 常盤 紀之